

消防組織法第31条に基づく市町村消防の 広域化に関する消防審議会中間答申

消防・救急課

去る9月7日に開催された消防審議会において吉井博明消防審議会会長から消防庁長官に消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化の今後のあり方に関して中間答申がなされました。

この中間答申は、本年3月16日に、消防庁長官から、「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」について行われた諮問に対し、まずは、実現の期限である本年度末を目前に控えている消防組織法に定められた市町村消防の広域化（以下「広域化」という。）の今後のあり方につき、4度にわたる集中的な審議を経て、消防審議会できとりまとめたものです。

答申の概要を次のとおり紹介します。なお、本答申は、消防庁ホームページ（URL: <http://www.fdma.go.jp>）に掲載していますので、詳細については当該ページを参照してください。

1 基本的な考え方

これまで、国においては、平成6年以来、広域化を推進してきている（平成18年以降は同年に改正された消防組織法及び「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）により推進）が、現状では、広域化を行った消防本部においては住民の安全確保の向上等の成果が現れている一方、全体的に広域化の進捗は十分ではなく、地域ごとの進捗状況にも差異が見られる。

しかしながら、常備消防の体制強化のためには、全国的なお約60%を占める小規模消防本部における体制上や財政上の課題の解決が必須であることには変わりがなく、近年における東日本大震災等の大規模災害等も踏ま

えると、市町村消防の原則を基本としながらも、一市町村の枠を超えた広域的な対応及び所要の消防防災体制の整備が引き続き求められている。

2 広域化の評価及び継続の必要性

広域化を実現した消防本部における状況をみると、①住民の生命・財産を守る体制の強化を通じた住民の安全確保向上の実現、②予防業務・救急業務等の高度化・専門化の実現、③高度な装備・資機材の整備充実の実現、④人事異動・研修の充実など組織の活性化の実現といった成果が現れており、広域化は所期の成果を一定程度挙げていると考えてよい。その一方、①広域化に伴う消防力の配置替えに対する懸念、②消防本部と市町村との関係の希薄化に対する懸念、③具体的課題に対する意見の相違、④広域化を実現するために必要な事務負担の大きさへの懸念といった課題が、広域化が十分に進まない背景にあるものと考えられる。

以上を踏まえた上で、「基本指針」に定められた広域化の推進の期限（本年度末）後も、広域化による消防防災体制の強化がいまだ道半ばであること等にかんがみ、全体としては広域化の取組を引き続き推進することが必要である。

3 これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識のあり方

今後、広域化を推進するに当たっては、地域の特性・実情を尊重する見地から、広域化に関する基本認識を見直すことが望ましい。その一つは、消防本部の規模目標の柔軟化である。現行の「基本指針」に定められている



限は定めていないが広域化に向けた協議を継続している地域があること、③国による支援の継続によって広域化の実績が更に蓄積されることにより全国的に広域化を進める気運が醸成され、例えば広域化に向けた調整が難航している地域においても局面打開の契機となり得ること、④大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれること、⑤過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあること等の点を勧告すると、現行の「基本指針」において定めた期間と同じく5年程度を延長

することが適当であると考え。

広域化後の消防本部における管轄人口30万という規模目標については、これには必ずしもこだわらずに対応することが必要である。もう一つは、特に優先的に広域化に取り組む地域の重点化である。今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域や、広域化の気運が高い地域を、例えば都道府県が「重点地域」（仮称）として指定し、国が都道府県とともに重点的に支援するべきではないかと考える。この支援については、財政支援、情報提供その他の援助を含めて幅広く検討することが必要である。

これに加え、①広域化した消防本部の活動に対する市町村側からの関与の確保、②一部事務組合や広域連合の形態により消防本部が広域化された場合における機動的な意思決定の確保、③関係機関との連携の確保、④都道府県の役割の更なる発揮について、引き続き留意等が求められる。

4 広域化の実現の期限

広域化の新たな期限については、①「重点地域（仮称）」のうち小規模本部や非常備町村を含む優先的に支援を行う地域において広域化が実現するには相当の時間を要することが見込まれること、②平成25年度以降に期限を定めて広域化を予定している地域があること又は期

5 今後の広域化の取組の具体的な方向性

今後、広域化の推進に当たっては、以上で示された広域化の現状、基本認識のあり方を踏まえるとともに、広域化が進まない理由・課題に対応した、地域の実情に応じたきめ細かな取組が必要であり、そのため、①広域化の効果に関する先進事例の情報提供等、②消防本部と関係市町村との連携確保に関する先進事例の情報提供や制度上・運用上の仕組みの更なる検討、③具体的な事項の調整に関するノウハウに係る情報提供、④消防指令業務など一部事務の共同処理の推進の検討等、⑤都道府県への支援等の取組の方向性が求められる。

6 おわりに

消防庁においては、今年度末までの期限内における取組に努めつつ、この方針を踏まえて制度改正、財政支援、情報の提供その他の援助を含めて所要の措置を講じ、早期に本中間答申の実現に努めるよう要望する。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課広域化推進係 奥山
TEL: 03-5253-7522